

山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドライン 新旧対照表

新	旧
<p>山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドライン 平成27年3月30日 山梨県</p>	<p>山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドライン 平成27年3月30日 山梨県</p>
<p>山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドラインについて 略 山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドライン 目次 略</p>	<p>山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドラインについて 略 山梨県新型コロナウイルス等対策ガイドライン 目次 略</p>
<p>平成27年 3月30日 策定 平成30年 3月26日 改正</p>	<p>平成27年 3月30日 策定</p>
<p>I サーベイランス</p> <p>1 はじめに</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域ごとの発生段階</p> <p style="padding-left: 2em;">各都道府県での発生状況は様々であり、その状況に応じ、県内での感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、以下のような方法で県内における発生の早期探知・各段階の移行の見極めを行う。</p> <p>ア) 略</p> <p>イ) 積極的疫学調査</p> <p style="padding-left: 2em;">県は、把握した患者の感染経路について、積極的疫学調査によって、他の患者との接触歴を追えるかどうかを明らかにするとともに、濃厚接触者への感染の有無を明らかにする。</p> <p>(3) 患者の発生動向の推移</p> <p style="padding-left: 2em;">県は、インフルエンザの流行の段階（流行入り、ピーク、</p>	<p>I サーベイランス</p> <p>1 はじめに</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域ごとの発生段階</p> <p style="padding-left: 2em;">各都道府県での発生状況は様々であり、その状況に応じ、県内での感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、以下のような方法で県内における発生の早期探知・各段階の移行の見極めを行う。</p> <p>ア) 略</p> <p>イ) 積極的疫学調査</p> <p style="padding-left: 2em;">県は、把握した患者の感染経路について、積極的疫学調査によって、他の患者との接触歴を追えるかどうかを明らかにするとともに、濃厚接触者への感染の有無を明らかにする。</p> <p>(3) 患者の発生動向の推移</p> <p style="padding-left: 2em;">県は、インフルエンザの流行の段階（流行入り、ピーク、</p>

終息等)に応じた対策を講じる必要があることから、県内41か所の定点医療機関からのインフルエンザ様症状を呈する患者の報告により、発生動向の推移を継続して把握する。

※ 略

(4) インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等

県は、ウイルスの病原性の変化等により、診断・治療の方針に影響が及ぶことも想定されることから、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する県内5か所の病原体定点医療機関における患者の検体及び集団発生や全数把握等を端緒として収集される様々な患者からの検体の検査により、インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等を把握する。

(5) 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等

県は、国と連携して新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等について、医療現場等に情報提供を行い、対策や患者の治療に活用できるよう、以下のような方法で情報収集を行い、新型インフルエンザの臨床的な傾向等、診断・治療に有用な情報を迅速に提供する。

ア) 略

イ) 季節性インフルエンザとの比較による入院患者数や重症化の状況の把握

県は、平時から行われている入院サーベイランス(県内10か所の基幹定点医療機関においてインフルエンザによる入院患者数や重症化の状況を調査すること)を継続して実施し、季節性インフルエンザとの比較により、国の分析した重症化のパターン(重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等の情報)を把握する等により、治療に役立てる。

。

終息等)に応じた対策を講じる必要があることから、県内40カ所の定点医療機関からのインフルエンザ様症状を呈する患者の報告により、発生動向の推移を継続して把握する。

※ 略

(4) インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等

県は、ウイルスの病原性の変化等により、診断・治療の方針に影響が及ぶことも想定されることから、県内5カ所

の病原体定点医療機関における患者の検体及び集団発生や全数把握等を端緒として収集される様々な患者からの検体の検査により、インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等を把握する。

(5) 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等

県は、国と連携して新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等について、医療現場等に情報提供を行い、対策や患者の治療に活用できるよう、以下のような方法で情報収集を行い、新型インフルエンザの臨床的な傾向等、診断・治療に有用な情報を迅速に提供する。

ア) 略

イ) 季節性インフルエンザとの比較による入院患者数や重症化の状況の把握

県は、平時から行われている入院サーベイランス(県内10カ所の基幹定点医療機関においてインフルエンザによる入院患者数や重症化の状況を調査すること)を継続して実施し、季節性インフルエンザとの比較により、国の分析した重症化のパターン(重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等の情報)を把握する等により、治療に役立てる。

。

ウ)・エ) 略

(6)・(7) 略

2 平時から継続して行うサーベイランス

(1) 患者発生サーベイランス

ア) 略

イ) 実施方法

県(健康増進課、保健所)は、県内41定点医療機関(小児科定点24か所、内科定点17か所)からインフルエンザと診断した患者について、1週間(月曜日～日曜日)ごとに報告を受け、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム(NESID)により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

県(衛生環境研究所)は、季節性インフルエンザの定点報告を毎週集計し、山梨県感染症情報センター(感染症発生動向)ホームページにより情報提供を行う。

また、定点報告数が、流行シーズン入りの目安の値を超え、又は注意報若しくは警報の基準値以上となった場合には、県内部で連携し報道機関へ情報提供を行うとともに、関係機関に周知する。必要に応じ、山梨県インフルエンザ流行マップを作成し、県ホームページに掲載する。

県(報道班)は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(2) ウイルスサーベイランス

ア)～ウ) 略

エ) 報道発表

県(衛生環境研究所)は、病原体情報を毎

ウ)・エ) 略

(6)・(7) 略

2 平時から継続して行うサーベイランス

(1) 患者発生サーベイランス

ア) 略

イ) 実施方法

県(健康増進課、保健所)は、県内40定点医療機関(小児科定点24か所、内科定点16か所)からインフルエンザと診断した患者について、一週間(月曜日から日曜日)ごとに報告を受け、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム(NESID)により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

県(健康増進課)は、季節性インフルエンザの定点報告を毎週集計し、山梨県感染症情報センター(感染症発生動向)ホームページにより情報提供を行う。

また、定点報告数が、流行シーズン入り、
注意報並びに警報の基準値を超えた場合には、
報道機関へ情報提供を行うとともに、
関係機関に周知する。必要に応じ、山梨県インフルエンザ流行マップを作成し、県ホームページに掲載する。

県(報道班)は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(2) ウイルスサーベイランス

ア)～ウ) 略

エ) 報道発表

県(健康増進課、衛生環境研究所)は、病原体情報を毎

月集計し、山梨県感染症情報センター（感染症発生動向）ホームページにより情報提供を行う。

県（報道班）は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(3) 入院サーベイランス

ア) 略

イ) 実施方法

県（健康増進課、保健所）は、基幹定点医療機関（県内10か所）から、インフルエンザによる入院患者の年齢や、重症者に対する検査・対応の実施状況（頭部CT、脳波、頭部MRI検査の実施の有無、人工呼吸器装着の有無、集中治療室入室の有無）について、1週間（月曜日～日曜日）ごとに報告を受け、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム（NESID）により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

県（健康増進課、衛生環境研究所、報道班）は、必要に応じ、ホームページ等で情報提供を行い、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(4) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

ア) 略

イ) 実施方法

県（健康増進課、保健所）は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の報告を受ける。1週間（月曜日～日曜日）ご

月集計し、山梨県感染症情報センター（感染症発生動向）ホームページにより情報提供を行う。

県（報道班）は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(3) 入院サーベイランス

ア) 略

イ) 実施方法

県（健康増進課、保健所）は、基幹定点医療機関（県内10カ所）から、インフルエンザによる入院患者の年齢や、重症者に対する検査・対応の実施状況（頭部CT、脳波、頭部MRI検査の実施の有無、人工呼吸器装着の有無、集中治療室入室の有無）について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム（NESID）により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

県（健康増進課_____、報道班）は、必要に応じ、ホームページ等で情報提供を行い、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

オ) 略

(4) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

ア) 略

イ) 実施方法

県（健康増進課、保健所）は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の報告を受ける。一週間（月曜日から日曜日）ご

とに、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム（NESID）により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

海外又は国内の発生動向を踏まえ、県内における新型インフルエンザの発生の可能性が高いと判断する時期以降、
県（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）は、学校等からインフルエンザ様症状の患者による臨時休業の報告があった場合、報告日ごとに取りまとめ、速やかに報道機関へ情報提供を行い、県ホームページにおいても情報提供する。

県（報道班）は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

(5)・(6) 略

(7) 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

県（健康増進課、畜産課、みどり自然課）は、関係各課等の連携の下、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関してそれぞれが得た情報を共有・集約化し、新型インフルエンザの出現の監視に活用する。

ア) 関係各課の主な取組

① 感染症流行予測調査事業

県（健康増進課、衛生環境研究所）は、国立感染症研究所が感染症流行予測調査事業として実施するインフルエンザの感染源調査により、豚におけるインフルエンザウイルスの検出状況を把握する。

②・③ 略

とに、厚生労働省の感染症サーベイランスシステム（NESID）により国に報告し、分析された結果を関係機関に還元する。

ウ) 略

エ) 報道発表

県（健康増進課、保健所）は、

_____学校等からインフルエンザ様症状の患者による臨時休業の報告があった場合、報告日ごとに取りまとめ、速やかに報道機関へ情報提供を行い、県ホームページにおいても情報提供する。

県（報道班）は、新型インフルエンザ発生時には定期的に結果を公表する。

(5)・(6) 略

(7) 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

県（健康増進課、畜産課、みどり自然課）は、関係各課等の連携の下、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関してそれぞれが得た情報を共有・集約化し、新型インフルエンザの出現の監視に活用する。

ア) 関係各課の主な取組

① 感染症流行予測調査事業

県（健康増進課、衛生環境研究所）は、必要に応じ、関係各課の協力の下、県内のと畜場において豚のサンプルを採取し、国と協力して、インフルエンザウイルスの分離・亜型の同定を行う（原則、通年）。結果は、国立感染症研究所が取りまとめる。

②・③ 略

3・4 略

表1 (平時から行うサーベイランス)

	患者発生サーベイランス	ウイルスサーベイランス	入院サーベイランス	学校サーベイランス
目的の項 略				
実施方法	県内41か所のインフルエンザ定点医療機関から週単位での報告	県内5か所の病原体定点医療機関(指定提出機関)において検体を採取し、衛環研で検査し結果を報告	県内10か所の基幹定点医療機関から週単位での報告	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの臨時休業時の報告
実施・集計時期の項・県からの公表の項 略				

表2 (新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス)

	患者全数把握の実施	学校サーベイランス・ウイルスサーベイランスの強化
目的の項 略		
強化内容	<ul style="list-style-type: none"> 全医療機関から全ての患者の届出を実施 届出を端緒として臨床情報の把握を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 報告施設を大学・短大まで拡大する 報告のあった学校等から検体採取の協力を得てPCR検査等を実施
強化時期の項・公表の項 略		

3・4 略

表1 (平時から行うサーベイランス)

	患者発生サーベイランス	ウイルスサーベイランス	入院サーベイランス	学校サーベイランス
目的の項 略				
実施方法	県内40カ所のインフルエンザ定点医療機関から週単位での報告	県内5カ所の病原体定点医療機関 _____ において検体を採取し、衛環研で検査し結果を報告	県内10カ所の基幹定点医療機関から週単位での報告	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの臨時休業時の報告
実施・集計時期の項・県からの公表の項 略				

表2 (新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス)

	患者全数把握の実施	学校サーベイランス・ウイルスサーベイランスの強化
目的の項 略		
強化内容	<ul style="list-style-type: none"> 全医療機関から全ての患者の届出を実施 届出を端緒として臨床情報の把握を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 報告施設を大学・短大まで拡大する 報告のあった学校等から検体 _____ の協力を得てPCR検査等を実施
強化時期の項・公表の項 略		

表 3・表 4 略

II 情報提供・共有

1 略

2 県における対応

2-1 略

2-2 情報提供の内容

本文 略

(1) 未発生期における情報提供

① 略

② 県（健康増進課、私学・科学振興課、子育て支援課、教育委員会）は、発生前から連携して、集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい学校等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していく。

③ 略

(2)・(3) 略

2-3 情報提供体制の整備・提供方法

本文 略

(1) 略

(2) 記者発表

ア) 略

イ) 記者発表における留意事項

①～③ 略

④ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等の公表について、総合調整班が判断した上で

表 3・表 4 略

II 情報提供・共有

1 略

2 県における対応

2-1 略

2-2 情報提供の内容

本文 略

(1) 未発生期における情報提供

① 略

② 県（健康増進課、私学文書課、子育て支援課、教育委員会）は、発生前から連携して、集団感染が発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすい学校等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導していく。

③ 略

(2)・(3) 略

2-3 情報提供体制の整備・提供方法

本文 略

(1) 略

(2) 記者発表

ア) 略

イ) 記者発表における留意事項

①～③ 略

④ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等をの公表について、総合調整班が判断した上で

、発表する。参考として、2009年新型インフルエンザ発生時に本県で公表した範囲について、表2に示す。

こうした発表の方法等については、国、市町村等と協力してあらかじめ検討を行っておく。

表2 略

ウ) 略

(3) 情報提供における県の各班の役割

①・② 略

(4)・(5) 略

2-4 略

3・4 略

Ⅲ まん延防止対策

1 略

2 まん延防止対策の概要

本文 略

(1) 患者対策

① 新型インフルエンザ等の患者に対する感染対策（以下「患者対策」という。）の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法第26条で準用する感染症法第19条又は第46条の規定に基づく入院勧告又は入院措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。

② 略

(2)～(4) 略

3 各段階におけるまん延防止対策

3-1 略

、発表する。参考として、2009年新型インフルエンザ発生時に本県で公表した範囲について、表2に示す。

こうした発表の方法等については、国、市町村等と協力してあらかじめ検討を行っておく。

表2 略

ウ) 略

(3) 情報提供における各班の役割

①・② 略

(4)・(5) 略

2-4 略

3・4 略

Ⅲ まん延防止対策

1 略

2 まん延防止対策の概要

本文 略

(1) 患者対策

① 新型インフルエンザ等の患者に対する感染対策（以下「患者対策」という。）の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法第26条で準用する感染症法第19条又は第46条の規定に基づく入院勧告、入院措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。

② 略

(2)～(4) 略

3 各段階におけるまん延防止対策

3-1 略

3-2 海外発生期から県内未発生期

本文 略

(1) ~ (3) 略

(4) 水際対策

①~③ 略

④ 県（私学・科学振興課、教育委員会）、市町村等は、発生国にある日本人学校等から帰国した児童・生徒への対応として、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう県内の学校等に周知する。

3-3 県内発生早期

本文 略

(1) 略

(2) 濃厚接触者対策

①~③ 略

表 1

<患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安>
(1) 患者の自宅待機期間の目安
i 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。 ・ 患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。
ii 略
(2) 略

(3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

①・② 略

3-2 海外発生期から県内未発生期

本文 略

(1) ~ (3) 略

(4) 水際対策

①~③ 略

④ 県（私学文書課、教育委員会）、市町村等は、発生国にある日本人学校等から帰国した児童・生徒への対応として、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう県内の学校等に周知する。

3-3 県内発生早期

本文 略

(1) 略

(2) 濃厚接触者対策

①~③ 略

表 1

<患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安>
(1) 患者の自宅待機期間の目安
i 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。 ・ 患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から7日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。
ii 略
(2) 略

(3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

①・② 略

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県（総合調整班、関係各班）は、特措法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- a 不要不急の外出の自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等
- b 世界初発の場合、国と連携して重点的感染拡大防止策の実施
- c 事業者への時差出勤の要請など公共交通機関における対応

a 不要不急の外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等

新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針に基づき、特定都道府県（緊急事態宣言の区域を管轄する都道府県をいう。以下同じ。）となった場合、県対策本部長である知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、県内での感染拡大をできる限り抑制し、県内の患者の増加を遅らせ、医療提供能力を超えないようにすることを目的に、特措法第45条に基づき、不要不急の外出の自粛等の要請、施設の種類に応じた使用制限の要請等を行う。（「

4 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等」を参照）

b・c 略

3-4 略

4 略

IV 略

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県（総合調整班、関係各班）は、特措法第32条に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- a 不要不急の外出の自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等
- b 世界初発の場合、国と連携して重点的感染拡大防止策の実施
- c 事業者への時差出勤の要請など公共交通機関における対応

a 不要不急の外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等

新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針に基づき、特定都道府県（緊急事態宣言の区域を管轄する都道府県をいう。以下同じ。）となった場合、県対策本部長である知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、県内での感染拡大をできる限り抑制し、県内の患者の増加を遅らせ、医療提供能力を越えないようにすることを目的に、特措法第45条に基づき、不要不急の外出の自粛等の要請、施設の種類に応じた使用制限の要請等を行う。（「

4 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等」を参照）

b・c 略

3-4 略

4 略

IV 略

V 医療体制

1 略

2 未発生期から進める医療体制の整備について

2-1 略

2-2 医療機関等における体制整備

(1) 略

(2) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの整備

①～③ 略

④ 県（健康増進課）は、感染症指定医療機関のみでなく、できるだけ身近な地域で受診できるようにするため、地域の実情を勘案し、二次医療圏ごとに1か所以上（又は概ね人口10万人に1か所程度）、帰国者・接触者外来を確保する。

⑤ 略

(3)～(6) 略

(7) 医療機関の収容能力を超えた場合の準備

①～⑥ 略

⑦ また、病原性及び感染力が相当高い、_____治療法が確立していない等の新型インフルエンザ等の発生により、入院診療を要する新型インフルエンザ等患者が増加したため、院内感染対策上、新型インフルエンザ等患者とそれ以外の疾患の患者とを空間的に分離する目的で、新型インフルエンザ等患者を臨時の医療施設に入院させる場合も考えられる。

⑧・⑨ 略

(8) 医療関係者に対する要請等について

①～⑥ 略

⑦ 県（健康増進課）は、特措法第63条の規定に基づき、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷

V 医療体制

1 略

2 未発生期から進める医療体制の整備について

2-1 略

2-2 医療機関等における体制整備

(1) 略

(2) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの整備

①～③ 略

④ 県（健康増進課）は、感染症指定医療機関のみでなく、できるだけ身近な地域で受診できるようにするため、地域の実情を勘案し、二次医療圏ごとに1か所以上（又は概ね人口10万人に1か所程度）、帰国者・接触者外来を確保する。

⑤ 略

(3)～(6) 略

(7) 医療機関の収容能力を超えた場合の準備

①～⑥ 略

⑦ また、病原性及び感染力が相当高い、または治療法が確立していない等の新型インフルエンザ等の発生により、入院診療を要する新型インフルエンザ等患者が増加したため、院内感染対策上、新型インフルエンザ等患者とそれ以外の疾患の患者とを空間的に分離する目的で、新型インフルエンザ等患者を臨時の医療施設に入院させる場合も考えられる。

⑧・⑨ 略

(8) 医療関係者に対する要請等について

①～⑥ 略

⑦ 県（健康増進課）は、特措法第63条の規定に基づき、特措法第31条の規定に基づく要請等に応じて、患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷

し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(9) 略

2-3 略

3 発生期における医療体制の維持・確保について

3-1 海外発生期から県内発生早期

(1) 帰国者・接触者外来の設置について

①・② 略

③ 県の役割

【帰国者・接触者外来の設置及び運営等】 略

【新型インフルエンザ等の疑似症患者・患者発生時の対応等】

a 新型インフルエンザ等の疑似症患者（新感染症にあっては当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者）（※）が発生した場合には、保健所が医療機関から提出を受けた検体を衛生環境研究所に搬送して検査を行う。

※ V医療体制1「はじめに」に記載の通り、疑似患者の定義は、実際に新型インフルエンザ等が発生した段階で国から示されることとなる。

b 検査の結果が陽性であった場合には、患者が受診した医療機関に検査結果を伝えるとともに、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づき、感染症指定医療機関等入院措置する。なお、新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、感染症法第8条の規定により患者（確定例）とみなして

し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(9) 略

2-3 略

3 発生期における医療体制の維持・確保について

3-1 海外発生期から県内発生早期

(1) 帰国者・接触者外来の設置について

①・② 略

③ 県の役割

【帰国者・接触者外来の設置及び運営等】 略

【新型インフルエンザ等の疑似症患者・患者発生時の対応等】

a 新型インフルエンザ等の疑似症患者

_____（※）が発生した場合には、保健所が医療機関から提出を受けた検体を衛生環境研究所に搬送して検査を行う。

※ V医療体制1「はじめに」に記載の通り、疑似患者の定義は、実際に新型インフルエンザ等が発生した段階で国から示されることとなる。

b 検査の結果が陽性であった場合には、患者が受診した医療機関に検査結果を伝えるとともに、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づき、感染症指定医療機関等入院措置する。_____

感染症法第26条で準用する第19条の規定を適用することが可能である。

((3) 「感染症指定医療機関等への入院措置の実施について」を参照)

- c 新型インフルエンザ等感染症にあっては必要な場合において感染症法第26条で準用する第21条の規定に基づき、新感染症にあっては同法第47条の規定に基づき、入院する患者を感染症指定医療機関等に移送する。

d 略

④ 略

(2) ~ (8) 略

3-2・3-3 略

4 患者搬送及び移送について

県は、感染症法第26条で準用する第21条の規定に基づき、感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として保健所が移送を行う。

また、感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、保健所が移送を行う。

しかしながら、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加するなどにより、保健所による移送では対応できない場合は、消防本部等関係機関の協力が不可欠であり、保健所は、事前に消防本部等関係機関と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。

消防本部等は、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置が行われてない患者については、消防

((3) 「感染症指定医療機関等への入院措置の実施について」を参照)

- c 必要な場合には、感染症法第21条又は第47条の規定に基づき

、入院する患者を感染症指定医療機関等に移送する。

d 略

④ 略

(2) ~ (8) 略

3-2・3-3 略

4 患者搬送及び移送について

県は、感染症法第21条_____の規定に基づき、感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として保健所が移送を行う。

また、感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、保健所が移送を行う。

しかしながら、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、保健所による移送では対応しきれない_____場合は、消防本部等関係機関の協力が不可欠であり、保健所は、事前に消防本部等関係機関と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。

消防本部等は、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置が行われてない患者については、消防

本部による通常の患者搬送が行われることとなるため、感染対策のため必要な個人防護具等の準備を行う。

消防本部等と医療機関は、新型インフルエンザ等の症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、積極的に情報共有等の連携を行う。

総合調整班、報道班は、新型インフルエンザ等患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合においては、受診する際に公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用して、救急車両の適正利用を推進するよう広報・啓発を行う。

表 2 略

VI 抗インフルエンザウイルス薬

1 略

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

国と都道府県は、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

この備蓄目標量は、備蓄における薬剤の種類の方ととも、国が最新の諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえて示すものであり、国の備蓄方針の変更に合わせて県の備蓄を最適化する。

県は、併せて感染症法第15条の規定に基づき積極的疫学調査に従事する者等、防疫従事者への予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、保健所等に一定量配置する。

3・4 略

本部による通常の患者搬送が行われることとなるため、感染対策のため必要な個人防護具等の準備を行う。

消防本部等と医療機関は、新型インフルエンザ等の症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、積極的に情報共有等の連携を行う。

総合調整班、報道班は、新型インフルエンザ等患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合においては、受診する際に公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用して、救急車両の適正利用を推進するよう広報・啓発を行う。

表 2 略

VI 抗インフルエンザウイルス薬

1 略

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

国と都道府県は、国民人口の45%に相当する量 _____ を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

本県では国から割り当てられた17.9万人分を備蓄する。

インフルエンザウイルス株によっては、タミフルに耐性を示す場合もあることから、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の考え方を踏まえ、タミフルとリレンザを8対2の割合で備蓄する。

県は、併せて感染症法第15条の規定に基づき積極的疫学調査に従事する者等、防疫従事者への予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、保健所等に一定量配置する。

3・4 略

Ⅶ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策

1 はじめに

(1) 概要と目的

本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、感染対策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したものである。

新型インフルエンザ等の流行時、従業員等に感染者が発生することで大多数の企業が影響を受けることが予測される。流行時においても、従業員の健康を第一に考えるとともに、可能な限り感染拡大による社会・経済的な影響を減じるため、事業者においては、事前に新型インフルエンザ等を想定したBCPを策定し、周到な準備を行うとともに、発生時にはBCPに基づいて冷静に行動することが必要である。

また、特措法第3条の規定に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する「指定（地方）公共機関」については、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成する責務があり、特措法第28条の規定に基づいて特定接種が実施される「登録事業者」は、発生時の事業継続を確実にするためにBCPを策定し、その一部を登録時に提出することが求められる。

基本的に事業者は、新型インフルエンザ等発生時に、感染対策を実施しながら事業を継続することが求められる。本ガイドラインは、政府ガイドライン等を基に、事業者全般を対象とした基礎的な項目を示したものである。

新型インフルエンザ等対策は、公衆衛生対策、医療提供体制の整備、重要業務への重点化、事業者間の連携等、複数の対策を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

Ⅶ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策

1 はじめに

(1) 概要と目的

本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、感染対策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したものである。

新型インフルエンザ等の流行時、従業員等に感染者が発生することで大多数の企業が影響を受けることが予測される。流行時においても、従業員の健康を第一に考えるとともに、可能な限り感染拡大による社会・経済的な影響を減じるため、事業者においては、事前に新型インフルエンザ等を想定したBCPを策定し、周到な準備を行うとともに、発生時にはBCPに基づいて冷静に行動することが必要である。

また、特措法第3条の規定に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する「指定（地方）公共機関」については、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成する責務があり、特措法第28条の規定に基づいて特定接種が実施される「登録事業者」は、発生時の事業継続を確実にするためにBCPを策定し、その一部を登録時に提出することが求められる。

基本的に事業者は、新型インフルエンザ等発生時に、感染対策を実施しながら事業を継続することが求められる。本ガイドラインは、政府ガイドライン等を基に、事業者全般を対象とした基礎的な項目を示したものである。

新型インフルエンザ等対策は、公衆衛生対策、医療提供体制の整備、重要業務への重点化、事業者間の連携等、複数の対策を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、不要不急の外出自粛や咳エチケット等の公衆衛生対策は、社会全体で取り組むことにより効果を発揮するものであり、全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、まん延を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、可能な範囲で業務の縮小・休止や、在宅勤務など人との接触を減ずる方策の実施を検討することが望まれる（※）。

以下 略

(2) 略

2 業務計画及びBCP策定・実施の留意点

本文 略

参考資料

【山梨県内の新型インフルエンザ等関連情報】

- ・ 山梨県（本庁）トップページ 略
- ・ 山梨県 健康増進課 感染症に関する情報 略
- ・ 山梨県感染症情報センター

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyosenta.html>

- ・ 山梨県感染症発生動向 略

以下 略

VIII 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策

本文 略

(別添1) 新型インフルエンザ等関連ホームページ

【山梨県内の情報】

- ・ 山梨県（本庁）トップページ 略
- ・ 山梨県 健康増進課 感染症に関する情報 略
- ・ 山梨県感染症情報センター

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyosenta.html>

特に、不急の 外出自粛や咳エチケット等の公衆衛生対策は、社会全体で取り組むことにより効果を発揮するものであり、全ての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、まん延を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、可能な範囲で業務の縮小・休止や、在宅勤務など人との接触を減ずる方策の実施を検討することが望まれる（※）。

以下 略

(2) 略

2 業務計画及びBCP策定・実施の留意点

本文 略

参考資料

【山梨県内の新型インフルエンザ等関連情報】

- ・ 山梨県（本庁）トップページ 略
- ・ 山梨県 健康増進課 感染症メニュー 略

- ・ 山梨県感染症発生動向 略

以下 略

VIII 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策

本文 略

(別添1) 新型インフルエンザ等関連ホームページ

【山梨県内の情報】

- ・ 山梨県（本庁）トップページ 略
- ・ 山梨県 健康増進課 感染症メニュー 略
- ・ 山梨県感染症情報センター

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyosenta.html>

a.html

・山梨県感染症発生動向 略

以下 略

(別添2) 略

IX 略

X 参考資料

1 山梨県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱 (H26.4.1)

本文 略

組織図 略

別表第1・別表第2 略

別表第3 略

別表第4 略

別表第5 略

別表第6 略

a.html

・山梨県感染症発生動向 略

以下 略

(別添2) 略

IX 略

X 参考資料

1 山梨県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱 (H26.4.1)

本文 略

組織図 略

別表第1・別表第2 略

別表第3 略

別表第4 略

別表第5 略

別表第6 略

※ 参考資料の運営要綱の本文、組織図、別表第1～別表第6は、県組織再編に伴う軽微な変更であるため、内容の記載を省略している。